

(様式：返還額が0円の場合)

- 1 補助事業者名
社会福祉法人 ○○
- 2 所在地
○○市○○町△△
- 3 補助事業名
令和元年度介護ロボット導入支援事業
- 4 補助金確定額
1,000,000 円
- 5 仕入控除税額の概要
例：
 - ・消費税の申告義務がないため、補助金に係る消費税及び地方消費税の仕入控除税額がない。
 - ・簡易課税方式により申告したため、補助金に係る消費税及び地方消費税の仕入控除税額がない。
 - ・仕入控除税額の計算を個別対応方式により行い、かつ、補助金の用途がすべて「非課税売上のみ」に要するものとして申告しているため、補助金に係る消費税及び地方消費税の仕入控除税額がない。
 - ・補助金の用途(補助対象経費)が非課税仕入に該当するため、補助金に係る消費税及び地方消費税の仕入控除税額がない。
 - ・特定収入割合が5%を超えるため、補助金に係る消費税及び地方消費税の仕入控除税額がない。

など

※添付書類

- 特定収入割合が5%を超える公益法人等は特定収入割合がわかる書類等

(様式：課税売上割合 95%以上の場合)

- 1 補助事業者名
医療法人社団 ○○
- 2 所在地
○○市○○町△△
- 3 補助事業名
令和元年度介護ロボット導入支援事業
- 4 補助金確定額
2,500,000 円
- 5 仕入控除税額の概要
 $2,500,000 \times 8/108 = 185,185$ 円←円未満切り捨て

事例 1 医療法人社団 ○○ 課税売上割合：95%以上

※添付書類

- 補助金の交付を受けた年度の消費税及び地方消費税の確定申告書（写し）
- 付表 2 課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表（写し）

(様式：個別対応方式で、返還がある場合)

- 1 補助事業者名
医療法人社団 ○○
- 2 所在地
○○市○○町△△
- 3 補助事業名
令和元年度介護ロボット導入支援事業
- 4 補助金確定額
1,000,000 円
- 5 仕入控除税額の概要

事例 2
事業者：医療法人社団 ○○
課税売上割合：95%未満
特定収入割合：5%未満
申請方式：個別対応方式
課税売上高(税抜)：136,561,437 円
総売上高(税抜)：3,237,118,745 円

(1) 補助対象経費の内訳(補助事業実績報告添付の補助対象経費の支出額内訳と一致すること。)

区分	課税仕入			非課税仕入	合計
	課税売上 対応分	非課税売上 対応分	共通 対応分		
補助対象経費の内訳	人件費		200,000	7,500,000	7,700,000
	旅費	100,000			100,000
	需用費	320,000			320,000
	役務費	80,000			80,000
	備品購入費	720,000			720,000
	合計	1,220,000		200,000	7,500,000

(2) 課税売上割合=課税売上高(税抜き)／総売上高(税抜き)

$$136,561,437 / 3,237,118,745 = 0.04218610676 \dots \leftarrow \text{端数処理は行わないこと。}$$

(3) 仕入控除税額(補助金返還相当額)

$$(1,000,000 \times 1,220,000 / 8,920,000 \times 8/108) + (1,000,000 \times 200,000 / 8,920,000 \times 136,561,437 / 3,237,118,745 \times 8/108) = 10,201 \text{ 円} \leftarrow \text{円未満切り捨て}$$

※添付書類

- 補助金の交付を受けた年度の消費税及び地方消費税の確定申告書 (写し)
- 付表 2 課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表 (写し)

(様式:一括比例配分方式で返還がある場合)

- 1 補助事業者名
医療法人社団 ○○
- 2 所在地
○○市○○町△△
- 3 補助事業名
令和元年度介護ロボット導入支援事業
- 5 補助金確定額
1,000,000 円
- 6 仕入控除税額の概要

事例 3
事業者：医療法人社団 ○○
課税売上割合：95%未満
申請方式：一括比例配分方式
課税売上高(税抜)：136,561,437 円
総売上高(税抜)：3,237,118,745 円

(1) 補助対象経費の内訳(補助事業実績報告添付の補助対象経費の支出額内訳と一致すること。)

区分	課税仕入			非課税仕入	合計
	課税売上 対応分	非課税売上 対応分	共通 対応分		
内訳 補助対象経費の	人件費		200,000	7,500,000	7,700,000
	旅費		100,000		100,000
	需用費		320,000		320,000
	役務費		80,000		80,000
	備品購入費		720,000		720,000
	合計		1,420,000	7,500,000	8,920,000

- (2) 課税売上割合=課税売上高(税抜き)／総売上高(税抜き)
 $136,561,437 / 3,237,118,745 = 0.04218610676 \dots$ ←端数処理は行わないこと。
- (3) 支出(補助対象経費)のうち課税仕入れの占める割合
 $1,420,000 / 8,920,000$ ←端数処理は行わないこと。
- (4) 仕入控除税額(補助金返還相当額)
 $1,000,000 \times 1,420,000 / 8,920,000 \times 136,561,437 / 3,237,118,745 \times 8 / 108 = 497$ 円
 ←円未満切り捨て

※添付書類

- 補助金の交付を受けた年度の消費税及び地方消費税の確定申告書 (写し)
- 付表 2 課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表 (写し)